

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

東京都

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 現状と基本的な考え方

東京の農業は、島しょ地域、中山間地域、都市周辺地域や都市地域でそれぞれ地域の特性を活かした農業が営まれている。

東京都内には、内地に4箇所、離島に11箇所の農業用ため池が存在し、農業用水の貴重な水源となっている。一方、築造から相当年数が経過した農業用ため池も存在しており、施設の老朽化に伴う適切な管理が重要となっている。

東京都における防災工事については、ため池本体の老朽化により危険性が高い箇所や浸水想定地域図内に公共施設や住居が存在する箇所から順次、調査や工事を実施していく。

(2) 東京都の農業用ため池の概要等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、後期は令和9年までに劣化状況評価を完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：2か所（新堤・玉川）

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：2か所（滝川・沢立）

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者： 別表2のとおり

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、都道府県及び市町村内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回／1年

イ 定期点検を行う者：施設管理者および東京都

※梅雨前（5～6月）に都と市町村で連携して施設の確認を行う

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、後期は令和9年までに地震・豪雨耐性評価を完了させる。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：0か所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：0か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する都道府県知事が特に必要と認めるものは、市町村と協議し対応する。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：2か所（銚子の口・堤ヶ沢）

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：0か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報：別表2のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池：0か所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池：0か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報：別表2のとおり

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 環境担当部局との調整

農業用ため池の整備計画を立てる際や工事実施に際しては、あらかじめ防災重点農業用ため池に生息する植生や水生生物等を調査し、工事の影響を低減するよう環境に配慮を行うとともに、各地域の環境担当部局との調整を行う。

5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

以下のア～エの工事等について、実施主体は市町村を基本とするが、国の要綱に従い団体営・都営も含め実施区分を決定する。ただし、東京都土地改良事業実施要綱第5条第2項に基づき、市町村から都営工事の要請することができる。

ア 劣化状況評価

イ 地震・豪雨耐性評価

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

エ 廃止工事

(2) 技術指導等の内容

東京都と東京都土地改良事業団体連合会が協力して、市町村に対して直接指導を行っていく。

(3) 情報共有及び連携の方法

東京都及びため池を保有する市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するため、ため池情報連絡会を設置する。

※東京都土地改良事業市町村担当者会議と同時開催し、年に1度、説明会を行う。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

管理者が日常管理で異常個所を発見した場合や豪雨予報時には、農林水産省が作成したため池管理マニュアルに従い緊急放流等の低水管理や、土のうやシート等を用いた応急措置を実施するとともに、地域住民への情報提供を行う。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

ICT等の先端技術の活用を検討し、計画的に導入を推進し、管理・監視体制の強化を図る。